

鳥取県特別栽培農産物認証団体一覧表（令和2年度第3回）※注1

生産登録日：令和2年12月23日

生産登録番号	認証団体名	住所	認証作物	化学肥料 (窒素成分量) 削減割合	節減対象農薬 (農薬) 削減割合 ※注2
2-38	有限会社みどり農産 代表取締役 山崎俊宏	鳥取市氣高町常松320-3	水稻（コシヒカリ）	不使用	7割
2-39	有限会社山岡 代表取締役 山岡茂	鳥取市下段425	水稻（コシヒカリ）	5割	7割
2-40	いなば山彩の郷 福本 政男	鳥取市本高364番地	ジネンジヨ、アピオス、ハブ茶 (エビス草)	6割又は不使用	8割又は不使用
2-41	水本 正人	鳥取市河原町中井292	水稻（ミルキークイーン）	9割	7割
2-42	農事組合法人 白地農業生産管理組合 組合長 山本 勝	岩美郡岩美町白地1008	水稻（コシヒカリ）	9割	5割
2-43	国立大学法人 鳥取大学 鳥取大学長 中島 廣光	鳥取市湖山町南4-101	水稻（きぬむすめ）	不使用	不使用
2-45	フロンティアファーム 中村 精	鳥取市嶋48	水稻（コシヒカリ）、中玉トマト、枝豆、ミニトマト	6割又は8割	8割又は9割又は不使用
2-46	米蔵砂川屋 砂川 重雄	鳥取市鹿野町閉野51	水稻（コシヒカリ、いのちの壱）	不使用	8割
2-49	因幡環境整備株式会社 代表取締役 國岡 稔	鳥取市用瀬町美成323-1	キャベツ、ブロッコリー、コマツナ、ホウレンソウ、チンゲンサイ、ミズナ	不使用又は5割	節減不使用
2-51	株式会社竹内ケレン工業 代表取締役 竹内 秀明	鳥取市数津37-1	ミニトマト	6割	6割
2-54	鳥取中央農業協同組合 中央営農センター 倉吉メロン生産部 部長 佐々木 敬敏	倉吉市横田150	メロン	9割	5割
2-55	奥田 伸行	東伯郡北栄町六尾475	スイカ	不使用	6割又は7割又は8割
2-56	竹信 延一	東伯郡北栄町下種500	メロン	5割	5割
2-57	村岡 武士	東伯郡北栄町上種300-1	中玉トマト、ミニトマト、ナス	9割又は5割	5割
2-58	大島バトロール隊 代表 飯田 義憲	東伯郡北栄町大島710	ブラックベリー	不使用	不使用
2-59	妻波有機農業栽培グループ 松井 幸良	東伯郡北栄町妻波1275	パセリ	不使用	6割又は7割又は8割
2-60	松本 清志	東伯郡琴浦町倉坂145	サツマイモ、ジャガイモ	不使用	不使用
2-61	福井茶生産組合 代表 中坂 宗司	米子市淀江町福井226番地	茶	5割	7割
2-62	藤本 康央	西伯郡大山町莊田629	白ネギ	9割	不使用

※注1 生産登録内容の公表を希望された団体のみ掲載しています。

記載内容は生産登録段階(計画)の数字です。実際の削減割合等については、個別に確認が必要です。

※注2 節減対象農薬(農薬)削減割合欄の記載方法

- (1)農薬を栽培期間中に全く使用しない場合は「不使用」と記載。
- (2)「種子消毒した種子しか購入できず、栽培期間中に節減対象農薬を使用しない場合」又は、「有機JAS規格で使用可能な農薬のみを使用する場合」は、「節減対象農薬不使用」と記載。
- (3)「節減対象農薬を使用する場合」は「〇割」と記載。
*「節減対象農薬」とは、「化学合成農薬」から「有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬」を除外したものをおいいます。
なお、化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合は、入手以前に使用された化学合成農薬は除きます。